

低賃金決定の考慮要素（ワード解説）

最低賃金額を決める際に考慮すべきと定められている三つの要素です。一つが「生計費」で、「健康で文化的な最低限度の生活」に必要な費用。二つが「賃金」で賃金改定状況などをみます。三つが「通常の事業の支払い能力」です。毎年の最賃改定で各都道府県人事委員会の「標準生計費」が示されますが、同じ県でも毎年の変動が数万円と大きく、4人世帯で最低 16 万 6 7 2 0 円と異常に低い額です。「支払い能力」を設けているのは世界でもまれです。

「海員だより」